

JSCA

ベーシック検定員
ガイドライン

-- 2019 年度版 --

一般社団法人

日本セーフティカヌーイング協会

Japan Safe Canoeing Association

このガイドラインは日本セーフティカヌーイング協会・トレーナー及び検定員規程及び検定会規程に基づき、指導者育成を目的にこれを定める。以下の内容を変更する場合は、教育普及委員会の承認を得、理事会に報告しなければならない。このガイドラインは会員がいつでも入手可能なものである。

| | |
|-------------------|---|
| ■資格 | 1 |
| ■検定員申請・認定審査 | 1 |
| ■検定員の任期・更新 | 1 |
| ■職務 | 1 |
| ■活動 | 1 |
| ■資格の停止 | 1 |

| | | 担当できる課程 | | | |
|------------------|---------------|---------------|-----------|---------|--------|
| | | ベーシック 教養課程 | ベーシック技術課程 | | |
| 認定資格名 | 認定種目 | 共通 | K 課目 | TTOC 課目 | SUP 課目 |
| カヤックベーシック 検定員 | カヤック ベーシック | ◎ | ◎ | | |
| カヌーベーシック 検定員 | カヌー ベーシック | ◎ | | ◎ | |
| SUP ベーシック 検定員 | SUP ベーシック | ◎ | | | ◎ |

JSCA ベーシック検定員ガイドライン

-- 2019 年度版 --

2019 年 2 月 9 日制定

発行：日本セーフティカヌーイング協会

編集：JSCA 教育普及委員会

■資格

ベーシック検定員は以下の条件を満たし協会の認定を得た者である

- 1) 該当する検定種目のインストラクター/ガイド2の資格を所持していること
※但し、SUPはインストラクター/ガイド1の資格を所持していること
- 2) 公認スクールの代表者又は所属スタッフであること
- 3) 公認スクールに所属して3年以上経過していること
- 4) SRP講習を担当できること
- 5) 指導者として経験と知識が豊かであること
- 6) 協会年会費を定められた期日までに納入していること（延納申請時を除く）

■検定員申請・認定審査

検定員を申請する場合は以下の手順で申請・研修をおこなわなければならない

- 1) ベーシック検定員を申請する旨を教育普及委員会に連絡する
- 2) 教育普及委員会は、検定員申請者の資格取得状況及び会費納入状況を確認する
- 3) トレーナーが担当するベーシック検定会に2日間研修参加する
- 4) トレーナーが検定会の報告書と共に研修に関する報告を教育普及委員会におこなう
- 5) 教育普及委員会はトレーナーによる研修に関する報告書をもとに審査する
 - ・認定基準を満たしていると判断した場合は、理事会に図り承認を得た上で、担当トレーナーを通じて「認定」を申請者に通知する
 - ・不足があると判断した場合は、担当トレーナーを通じて再度研修参加を申請者に通知する
- 6) 新規認定の検定員が最初に活動するベーシック検定会ではトレーナーと共におこなうことが望ましい

■検定員の任期・更新

検定員の任期と更新は特に定められていないが、積極的に検定員の研修会や他の検定員が担当するベーシック検定会に研修参加することが望ましい

■職務

最新の「検定課目ガイドライン」、「検定会開催ガイドライン」、「B検定書類一式」及び「ベーシック検定運営ガイドライン」に基づき検定をおこなう

■活動

規程集<トレーナー及び検定員規定>第7条（活動）に準ずる

■資格の停止

以下に該当する場合は、ベーシック検定員資格を停止する

- 1) 年会費を指定期日までに納めていない者
- 2) 公認スクールの代表者もしくは、所属スタッフでなくなった者